大阪市告示第1482号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)第9条第2項の 規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づ き告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和7年11月4日(火)	
	令和7年11月10日(月)	午前9時から
	令和7年11月17日(月)	午後9時まで
	令和7年11月25日(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)